

(3)気候からみた干害危険度について—長崎県の場合—

久保祐雄・中川行夫・小沢行雄
農業技術研究所・園芸試験場・防災科学技術センター

On the Climatological Classification of the Danger Grade of Drought Damage
—With special reference to Nagasaki Prefecture

S. Kubo, Y. Nakagawa & Y. Ozawa

- * National Institute of Agricultural Sciences, Tokyo
- ** Horticultural Research Station, Hiratsuka
- *** National Research Center for Disaster Prevention, Tokyo

Summary

The authors assumed that the climatological dangerous grade of drought damage may be determined by the frequency of water deficiency. The water deficiency (A) is defined by the following formula:

$$A = (\text{effectual precipitation}) - (\text{evaporation}),$$

where effectual precipitation = (real precipitation) - (ineffectual precipitation).

We consider that the precipitation amount surpassing 40 mm a day is ineffectual, and that the precipitation amount surpassing 5 mm on the day following a day of 40-mm precipitation is also ineffectual.

The values of A were computed at about 16 points in Nagasaki Pref. during 15 years from 1953 to 1967, and the frequencies that the values has become to be negative were compared with for those points.

目

次

1. 干害危険度の考え方	32	3. - 2 蒸発量の推定	33
2. 有効降水量の求め方	32	3. - 3 水分状態と干害危険度	33
3. 長崎県における計算例	32	3. - 4 干害危険度の区分	34
3. - 1 有効降水量の計算	32	4. 結 び	35

1. 干害危険度の考え方

ある土地の干害の危険度とは、気候的にみた場合、その土地の水分不足状態がどのような頻度でおこるかということで定義することができよう。すなわち水分不足状態の発生頻度が大きければ大きい程その土地は干害の危険度が大きく、逆に頻度が小さければ危険度も小さいとみるわけである。問題は何をもちいて水分不足状態にあるとみるかということであるが、これはなかなか判定が困難である。例えば同量の降水があったとしても土性が違えば土壤中に貯留される水分量は違うであろうし、また地下水の流れ方でも土壤水分は異なってくるであろう。しかしながらこれらの要因は土壌的にみた干害危険度、あるいは水利地形ないしは地質構造からみた干害危険度といったような考え方で別途考察されるべきものと考え、ここでは水分不足状態というものを極めて単純に降水量と蒸発量の差によって表現することにした。すなわち、ある期間において土層に対して有効と思われる降水量（有効降水量と称する）の総和からその期間の総蒸発量を差引いた値が負になるとき、その土地はその期間水分不足状態にあったと定義する。勿論負の値が大きければ大きい程不足の程度は大きいわけである。

2. 有効降水量の求め方

上述の有効降水量とは、具体的には次のように定められたものである。すなわち、

①日降水量が40mmを越えた場合には、40mmを越えた部分は無効水量とする。つまり日降水量が50mmでも100mmでもその日の降水量は40mmと勘定するわけである。

②日降水量40mmの日に続いて降水があった場合は、日量5mmを越えた部分は無効水量とする。すなわち、例えば第1日目に45mmの降水があり引続き第2日、第3日目にそれぞれ20mm・10mmの降水があったとすれば、第1日目は①により40mmとして勘定し、第2・第3日目は共に日降水量5mmとして取扱うわけである。

現在、農林省農地局で干ばつの危険度などの推定に用いられている日降水の無効限界は30mmあるいは40mmである。すなわち、30mmあるいは40mm以上の降水があっても、その部分は根群層内に貯留されることなく、表面流去もしくは浸透によって無効化すると考えられている。この値は農作物の根群層の深さ、土質、農地の傾斜などに

よって当然変化してくるわけであるが、果樹のような単年性作物に比べて一般に深根となる作物を含めて論ずる場合には30mmよりも40mmの方が妥当であろう。

また、日降水量40mm以上の日に引続いて5mm以上の降水があった場合、無効となる限界を5mmと定めたのは、土壤水分の収支に着目し夏期の日蒸発散量をだまかに5mmと仮定したためである。つまり、ある日40mm以上の降水があれば土壤の水分は飽和しその翌日の降水は蒸発散量に見合分だけ有効で他は全部無効であるという考え方をとっているわけである。現在夏期の日蒸発散量は3~8mmと推定されており、農地局のかんがい設計基準では5mmとしている場合が多い。厳密には場所により日によって当然異なる値をとることは勿論であるが、ここでは簡単のため一律に5mmという値を採用することにした。

3. 長崎県における計算例

3.1 有効降水量の計算

3.1.1 資料

長崎県下の4気象官署（長崎海洋気象台、平戸、佐世保、温泉岳各測候所）ならびに12区内観測所（雪浦、亀岳、口之津、湯江、萱瀬、川棚、世知原、御厨、佐々、上波佐見、大村、島原）の合計16地点における昭和28年から昭和42年までの15年間の観測値を使用した。このうち昭和28年から40年に至る13年間については「全国気象旬報」により、また昭和41年以降は「長崎県気象月報」によった。昭和28年以前については区内観測所の日別降水量の値を入手することが極めて困難であり、対象期間は不満足ながら昭和28年以降の15年間に限定せざるを得なかった。

3.1.2 計算方法

まず観測所別に、対象期間のうち毎年5~9月の5カ月間の日別降水量から既述の方式に基づいて、その日の有効降水量を算出する。ついで各月別の有効降水量の総和を年毎に算出した。この際問題となったのは区内観測所における欠測期間の取扱いであるが、今回は次のような処理をした。

日別降水量・月降水量共に不明な場合は欠測として計算の対象外におく。

日別降水量は不明でも、月別降水量や旬降水量の値が得られた場合には次のように推定した。

①その期間（月または旬）の総降水量が40mm

表1 湯江における計算結果

	5 ~ 6 月			7 ~ 9 月		
	有効降水量	蒸 発 量	差 引	有効降水量	蒸 発 量	差 引
昭和28年	4 5 9	2 1 9	2 4 0	4 0 5	4 3 8	- 3 3
29	5 8 6	1 9 7	3 8 9	4 7 6	4 2 7	4 9
30	3 8 8	2 2 9	1 5 9	5 8 0	4 7 9	1 0 1
31	5 4 5	2 0 4	3 4 1	6 0 0	4 7 4	1 2 6
32	2 8 2	2 4 8	3 4	7 9 9	4 0 1	3 9 8
33	2 8 9	2 5 9	3 0	3 9 8	4 8 1	- 8 3
34	2 1 8	2 6 0	4 2	4 6 0	4 5 0	1 0
35	4 7 1	2 4 1	2 3 0	4 0 9	5 1 2	- 1 0 3
36	2 9 4	2 4 6	4 8	4 3 9	4 8 4	- 4 5
37	3 8 9	2 0 7	1 8 2	7 2 2	4 2 5	2 9 7
38	5 6 5	1 7 1	3 9 4	5 5 9	3 9 5	1 6 4
39	3 3 5	2 4 1	9 4	2 0 7	4 9 6	- 2 8 9
40	3 1 5	2 3 8	7 7	5 1 9	4 4 2	7 7
41	3 5 4	2 2 7	1 2 7	4 1 3	4 5 4	- 4 1
42	2 0 0	2 2 7	- 2 7	2 6 0	4 5 4	- 1 9 4

われはすでに干害危険度が大きいということは以上のような水分不足の発生頻度が高いことであると定義してあるので、ここでは対象とした15年間に水分不足状態が何回発生したかを勘定しその割合を求めることにした。その結果は表-2の如くである。

表-2 各地点の水分不足発生頻度
(昭和28~42年)

地 点	5~6月	7~9月	地 点	5~6月	7~9月
長 崎	0.07	0.67	萱 瀬	0.14	0.40
平 戸	0.07	0.27	川 棚	0.07	0.47
佐世保	0.07	0.33	世知原	0.07	0.29
温泉岳	0.00	0.07	御 厨	0.15	0.40
雪 浦	0.20	0.60	上波佐見	0.07	0.33
龜 岳	0.13	0.53	佐 々	0.20	0.31
口之津	0.15	0.57	島 原	0.10	0.55
湯 江	0.13	0.47	大 村	0.25	0.58

3.4 干害危険度の区分

表-1によって、水分不足状態の発生頻度が5~6月と7~9月の間で非常に大巾に異なっていることが分る。すなわち、5~6月は毎年恒常的に降水量が多く、蒸発量も割合少いので水分不足状態に陥る確率は全果的にみて極めて小さい。また仮りに多少の水分不足に見舞われてもこの段階では干害は決定的なものとはなり得ない。これに

反し、7~9月には全果的にみて水分不足状態の発生頻度が極めて高い。これは元来、7・8両月が西日本地方では乾期に当たっている為であり、この期間の降水は大部分が台風の影響に負っている。従って台風の経路如何によっては著るしい暴雨になる危険に絶えずさらされているのである。しかもこの期間が農作物の成長にとっては最も大切な時期であり、この時期の水分欠乏は決定的な役割を果たしているといえる。

このような観点から、われわれは7~9月における水分不足の発生頻度によって長崎県の干害危険度を表現しうるものと考え、表-3の如く区分した。

表-3 長崎県の干害危険度区分

危険度 階 級	7~9月水分不足発生頻度 (15年間の資料による計算値)	解 説
I	60%以上	水分不足の発生頻度が著るしく高く平均して2年に1度くらいは干ばつにみそわれる。
II	50~60%	水分不足の発生頻度が高く3~4年に1度くらいの前で干ばつにみそわれる。
III	40~50%	水分不足の発生頻度が比較的高く5~6年に1度くらいの前で干ばつにみそわれる。
IV	30~40%	稀れに水分不足が発生し、大干ばつときには干害がおこる。
V	30%以下	水分不足はあまり発生せず、従って干ばつにかかることはほとんどない。

以上の区分にもとづき、階級境界線をひくと図-2の如くなる。

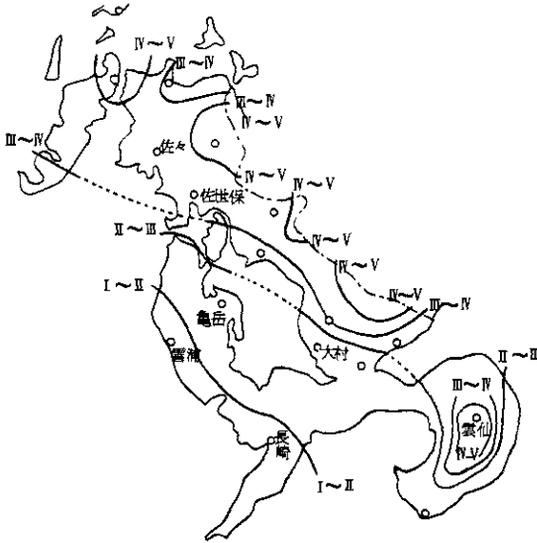


図-2 干害危険度区分図

4. 結 び

図-2によれば、野母半島から西波杵半島西部にかけて的地帯が長崎県では最も干害危険度の大きい区域であり、雲仙岳周辺、多良岳ならびに佐賀との県境にある山間部、および平戸を中心とした地帯に危険度の最も小さい区域が存在している。また既して県北部の方が島原半島を含めた県南部よりも危険度の小さいことが窺われる。即ち県南部は危険度Ⅱの区域が多く、県北部は危険度Ⅳの区域が多い。

次にこの区分結果が現実の干害被害をどの程度表現しているかをみるために、昭和42年度の甘藷干害被害率分布(長崎総合農林センター調査)と比較してみると、危険度の大きい地帯の被害率の方が危険度の小さい地帯のそれよりも明らかに大きい傾向があり、大局的にみてこの危険度区分があまり不当なものでないことを物語っている。

最後に、この報告書を作成するに当っては、共著者の久保・中川・小沢の三名が共同して計画立案ならびに結果の検討に当り、有効降水量・蒸発量の算出は主として久保が担当、最終的なとりまとめならびに執筆には小沢が当たったことをつけ加えておく。